

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

アビリティガーデン 第6能力開発室 桜井 博行
(生涯職業能力開発促進センター)

前号では著作者人格権と権利の保護期間について述べるつもりであったが、誌面の都合上権利の保護期間については全く言及できなかった。また、著作者人格権についても省略したものがある。

そこで、Vol.4である今回は、著作者人格権についての補足と権利の保護期間について述べることにする。あわせて、いただいている質問にも誌面の許す限り答えることとする。

1. 著作者人格権Vol.3の補遺

繰り返しになるが、著作者人格権とは著作者が著作物に対して有する人格的利益を保護するための権利であり、原始的に著作者に帰属し、かつ著作財産権と異なり一身専属性と不可譲渡性(著59条)をその属性とする広義の著作権の1つである。

公表権(著18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)よりなり、特許法を中心にした工業所有権法には存しない著作権に特有の権利である。それは著作権法の保護客体たる著作物と特許法の保護客体たる発明が、創作である点において共通するも、存在理由が異なることに基づく。つまり、著作物は思想または感情を創作的に表現したものであるから、人格(個性)の化体そのものとみることができ。一方、発明は技術的思想の創作(特2条1項)であり、技術の本質はより優れた作用・効果であるから、創作者の人格(個性)は著作物に比しあまり問題にならない。

著作者人格権を認める実質的根拠は、著作者がそ

の精神的労作の所産である著作物につき、著作者である資格で有する人格的利益を保護するとともに、著作者とその著作物との間における著作関係を維持することにつき、社会の有する公共の利益を保護しようとするにあるとされる¹⁾。

両者の違いを中山信弘教授は「特許法の世界は、著作権法のような個性の世界・多様性の世界ではなく、収束の世界であるといえる。たとえワットが存在しなくても人類は早晩蒸気機関を手にしたであろうし、ショックレーが存在しなくとも誰かがトランジスタを発明したであろう。それに対して、著作物は個性的なものであるので、ベートーヴェンが存在しなかったならば、われわれは永久に交響曲第9番を耳にすることはできないであろう」といわれるが、実に明快なたとえである²⁾。

さて、著作権法が規定する著作者人格権のうちトラブルの最も多いのが同一性保持権についてである。そこで、これについての理解に有益と思われる判例を2つ紹介しておく。

1.1 レジャー施設パンフレット事件

X(原告・イラストレータ)は、Y(被告・広告会社)がAから受注した広告宣伝用のパンフレットに使用するイラストレーションの制作を依頼され、Y社員との協議およびAの意向による修正を加え完成させYに交付した。当該パンフレットはシーサイド・レジャー用の機械器具の販売・施設施工の受注のための広告宣伝に用いるためのものであった。Aから完成したイラストの「海の色が激しすぎる。海

水淡水化装置が表示されていない」との苦情が出、印刷に付すべき時期が切迫していたためにY社の社員が、色の塗り替え・書き加え等を行い印刷に回しパンフレットを完成させた。これに対しXは、かかるYの行為は本件イラストの同一性を害するものであり、Xのイラストレータとしての生命を脅かしその信用を著しく失墜させるものであるとして、Yの侵害行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料を請求し訴えを提起したものである。Yは、下請けイラストレータが制作した原稿に改変を加えることを容認する慣習があること、当該改変は著作権法20条2項4号所定の「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない改変」に該当することを主張し争った。裁判所はYの主張いずれについてもこれを退け、Y社員が「Y会社の職務の執行としていた本件イラストの改変行為は、Xのこれにつき有する同一性保持権を侵害するものといわなければならない、Yはこれによって被ったXの精神的損害を賠償する責任がある」とし、Xの請求を認容した（東京地判昭和48年7月27日判決）。

1.2 法政大学懸賞論文事件

X（原告・控訴人）は、Y（被告・被控訴人）大学を卒業後、同大学の懸賞論文選考で優秀賞を獲得した。YはこれをY発行の雑誌に掲載し出版した。その際、本件論文のかなりにわたって削除・変更を加えた。そこでXは本件論文について有する複製権および同一性保持権へのYの侵害に対し、精神的慰謝料、削除部分に相当する原稿料等として合計250万円の支払いと新聞に謝罪広告を掲載することを求め訴えを提起したものである。

これに対しYは、本件論文の出版はXの承諾を得たものであり、改変・削除は、つまり 送りがなの変更、 「等」の前の読点の削除、 中黒（・）を読点に変更、 明白な誤記の訂正、 原文の削除、

改行の変更、 誤植の訂正、 はいずれも掲載雑誌の性質、本件論文の目的、態様に照らしやむを得ないものであり違法性はない旨主張し争った。第一審の東京地裁は、本件出版についてXはYに黙示の許諾があったと認められたが、同一性保持権につい

てY主張の 、 においてやむを得ないものとはいえないとしてYに30万円の支払いを命じた。

Xは控訴したが、一審で請求が認容された 、 につき訴えを取り下げ一方、仮に許諾していたとしても、本件出版に関し本件論文が正確に掲載されることが動機になっており、かかる不正確な出版の許諾は錯誤により無効（民95条）であることを理由に、不当利得返還請求（民703条）を予備的請求として追加した。第二審の東京高裁は、Yによる改変等を同一性保持権侵害であるとの判断を下した。この理由が同一性保持権を考えるに当たり大変参考になると思われる。

当該判決は、著作権法20条2項4号所定の「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」といえるには、同条2項が同条1項の同一性保持権による著作者の人格的利益保護の例外規定であることを考えると、利用の目的および態様において、著作者の同意を得ない改変を必要とする要請がこれの法定された例外的場合（著20条2項1～3号を指す）と同程度に存在することが必要であると解するのが相当である、とする。また、本件論文は大学における学生の研究論文であり、本件雑誌は大学生を対象としたものである。このため、その利用の目的において、教科用の図書の場合と同様にその対象に則した改変を行わなければ教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難く、懸賞論文との性格上、他の論文との標記の統一がいかなる理由で要請されるかも明確でない。

であるとすれば、本件論文の掲載に当たって、改変の必要性が例外的に許容されている1～3号の場合と同程度に存したと解することは到底困難というべきであるから、かかる改変がやむを得ないと認められる改変に当たるとすることはできない（東京高裁平成3年12月19日判決）。

1.3 同一性保持権等、著作者人格権への対応

著作権（広義）は、著作者人格権と著作財産権よりなる権利である。このうち著作者人格権は一身専属性と不可譲渡性がその属性であるため、著作財産権にはない問題を生ぜしめていることは上記判例か

らもうかがい知ることができる。

ここで確認である。著作者人格権は著作者が原始的に享有する旨を17条は「著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下、「著作者人格権」という）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下、「著作権」という）を享有する」と規定する。こうして著作者に帰属した著作者人格権の不可譲渡性を59条は「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない」と規定する。

したがって著作物の委託契約等においてみかける「成果物にかかるすべての権利は委託者に帰属する」との約款で、著作者人格権にまで網を掛けようとするのはそもそも間違いである。

そこで、制作を依頼する側のとる措置であるが、いわゆる著作者人格権の不行使条項、「権利者において著作者人格権はこれを行使しない」旨の条項を契約約款に盛り込むことである。著作権契約の実務で広く行われている方法である。ただし、かかる特約が万能と考えるのは問題である。不行使条項の有効性につき、これを否定する説もあるからである。

とはいえ、一身専属性をその属性とする著作者人格権への対応として、とりあえずは最良の策であり、有効性に争いがあるうとも盛り込むべきである³⁾。

2. 著作権の保護期間

財産権は有体財産権と無体財産権とに大別でき、両者の特徴的違いの1つに権利の保護期間の有無があげられる。有体物とされる（民85条）土地についてみれば、その土地がある限り権利は存続する。しかし、無体物たる著作物についてみれば、これについての権利である著作権（財産権）は、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる（51条1項）」との規定からわかるように、存続期間は有限であることを前提にしている。このことは特許権等の無体財産権についても同様である（特67条）。私権としての保護と、社会全体の共有財産としての自由利用による文化（特許法では技術）の向上との調和を企図したものである。

2.1 実名で公表された著作物

著作者本人（自然人）の実名で公表された著作物については、当該著作物の著作者の死後50年を経過するまで存続する（著51条2項）。複数の創作者による共同著作物については、最後の死亡者の死亡のときが基準時である。

ここで死亡のときの基準時の扱い、つまり起算点は57条で著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算することになっている。このため、平成10年（1998年）中に死亡した著作者の著作物の著作権は平成11年1月1日から50年、つまり平成60年（2048年）12月31日までが権利期間である。

2.2 無名または変名で公表された著作物

無名または変名で公表された著作物については、自然人による著作であっても実名で公表された著作物と同様に著作者の死亡時を判断することが困難であることに鑑み、保護期間の開始原因を、原則、当該著作物の公表にかからしめることとした（52条1項）。ただし、無名で公表された著作物が、公表から50年経過前に、著作者が判明しすでにその著作者の死後50年を経過していることが明らかになった場合は死亡を権利期間の開始原因とする。この扱いは、変名公表の変名が周知である場合（著52条2項1号）、無名または変名で公表された著作物について公表後50年を経過するまでの間に実名の登録（著75条1項、後に詳述予定）がなされた場合（同条同項2号）、無名または変名で公表された著作物につき、その著作者が公表後50年経過までの間に実名または周知の変名を著作者として表示してその著作物を公表した場合（同条同項3号）も同様である⁴⁾。

2.3 団体名義の著作物等

団体名義の著作物（著53条）、映画の著作物（著54条）、写真の著作物（著55条）の保護期間の取り扱い、公表を権利期間開始の原因の原則とし、創作から50年経過までに公表されなかった場合は創作から50年経過のときとする。

上記3つの場合いずれにおいても、公表時、創作時ともに権利期間の計算は57条の適用によりそれぞれ

れの属する年の翌年より起算される。

ところで、無名または変名の著作物（著52条1項）、団体名義の著作物（53条1項）、映画の著作物（54条1項）、写真の著作物（55条1項）の保護期間の開始原因の公表のときは、公表が冊、号または回を追ってなされるものについては各回の公表時、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については最終回の公表時とする（56条1項）。なお、逐次公表著作物の公表が直近の公表から3年を経過しても継続すべき部分が公表されないときは、公表された最終の部分が最終回の公表とみなされる（同条2項）。

継続的刊行物等の公表のときについての規定である56条で注意すべきは、保護期間の計算についての規定である57条の適用がないので、保護期間の起算点は現実の毎冊、毎号、または毎回の公表時、あるいは最終部分の公表時とみなされたときである点である。

保護期間についての話題はまだまだつきそうにないが、一応の区切りとして、これの特例の1つである戦時加算について述べておく。

戦時加算とは、連合国民が第2次世界大戦前または大戦中に取得した著作権につき、通常の保護期間にプラスされる保護期間をいう。大戦期間中、わが国がこれらの著作物を保護しなかったことを補償するためにとられる措置である。これに基づき、連合国民が戦前有していた著作権については、第2次世界大戦が起こった昭和16年12月から対日平和条約が発行した日の前日の昭和27年4月27日までの日数（3794日、10年4ヵ月と21日）を通常の保護期間に加算され、合算された期間が保護期間となる⁵⁾。

よって戦前に発行された著作物であっても、例えば実名公表の著作物では、これの著作者の死亡時期によっては（存命である場合はもちろん）、今日保護期間内である著作物が存する。利用に際し注意すべきことの1つである。なお、かかる戦時加算の日数は、対日平和条約の批准が遅れた国についてはその分上記日数より長くなる。

2.4 保護期間経過後の扱い

上記保護期間（原則として公表等のときから50年）の経過によって、当該著作物についての著作財産権は消滅し公有著作物となる。よって誰でも自由利用が可能となる。

原則として公表等のときから50年の保護期間は、場合によってはこれより短い期間で公有著作物となる場合がある。著作者が死亡するもこれの相続人がなく民法959条によって死亡者の財産が国庫に帰属する場合等である。人が相続人なくして死亡した場合、この者の財産は国庫への帰属を原則とする。しかし、著作権等の知的財産権（無体財産権）の客体は、公益的側面からの保護要請も強く、無限の保護期間を原則とする有体財産権とはその有限性において顕著な違いがある。この違いは、権利者が相続人なくして死亡した場合の取り扱いの違いにそのまま反映している。つまり、例えばある土地の所有者が相続人なくして死亡した場合は民法959条によって当該土地は国のものになる。一方、著作権等の知的財産権者が相続人なくして死亡した場合、当該権利は消滅し公有となる（著62条、特76条）。国庫に帰属させて財産権の運用を図るより、著作物等の公益的側面を考慮し、これにかかる権利を公有化するほうが社会一般のためになると考えたためである。

したがって、著作権者が相続人なくして死亡した場合は、50年の保護期間経過前であっても、この者にかかる著作権は消滅する。

公有化し、自由利用が可能となった著作物であっても、なお著作者人格権の存在には注意しなければならない（著116条等）。

3. 質問と答えのコーナー

Vol.3ではVol.2（2/1998）に掲載の質問事項のうち、Q3について答えた。今回はQ1に答える。

Question

教育の現場を担当する者が、専門の技術書を複写して保有する場合、著作権侵害といわれるが本当か？

そうであるとしてその対象となるのは技術書だけか？

Answer

「教育の現場を担当する者が、専門の技術書を複製」とあるので、質問の意図は著作権法35条の学校その他の教育機関における複製であっても侵害に問われるのか？ ということだと思われる。

本来、他人の著作権にかかる著作物の複製は当該権利者以外はできない。著21条はこれを「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」といつている。「権利を専有する」についてはVol. 1で説明したと思うが複製は権利者だけができ、それ以外の者はできない、つまり複製権は物権的権利であることを意味している。ここで他人の「著作権」にかかるといったのは、いわゆる著作財産権は譲渡できる権利であるから、著作者が必ずしも権利者であるとは限らないからである。

ところで著35条は、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とし、権利者以外の複製を本条所定の内容で許容する。質問の教育を担当する者が、学校その他の教育機関において教育を担当する者であれば本条の主體的（誰が）要件はクリアである。次に客體的（何を）要件であるが、ここでは「複製」であるから形式的にはクリアである。でも、35条にある複製は「その授業の過程における使用に供することを目的」とした複製でなければならない。質問からは必ずしもこの目的のためであるかどうかははっきりしない。

したがって、質問における複製が、この目的に沿

わないものであるならば、この複製は侵害である。

質問には複製して「保有」する場合とあるのでこれについて評価する。著作権侵害とは、法律上の根拠規定を欠いて権利者に無断で権利目的物を利用して権利の存在なり作用なりを害することである⁶⁾。

具体的には著作者人格権（著18～20条）、著作権（著21～28条）、出版権（著79～88条）、著作隣接権（著89～104条）を害する行為がこれに該当する。質問にいう複製が35条所定の要件を満たさず侵害であるとしても、これを保有する行為は著作権侵害にはならない。保有もしくはこれの同義の行為は上記条項に規定がないからである。

ただし、侵害する行為によって作成された物を情を知って頒布し、または頒布の目的をもって所持する行為は著作権を侵害する行為とみなされる（著113条1項2号）。この場合の所持（保有）は頒布の目的をもってが要件である。したがって質問の保有に頒布の目的がなければ当該行為について著作権法の適用（評価）の対象とはならない。

ところで、質問には、著作権侵害の対象になるのは技術書だけか、とある。結論は、著作権侵害の対象になるのは技術書だけではなく、すべての著作物（著2条1項1号、10条1項）がその対象となるのはあえて説明の必要がなからう。

今回は著作物の利用にかかわること、具体的には自己の著作物に他人の著作物を使用する場合（引用、転載）、自由利用のできる場合等の著作権法上の取り扱いを中心に述べる予定である。

参考文献

- 1) 榛村専一：「著作権法概論」, p.23, 巖松堂.
- 2) 中山信弘：「マルチメディアと著作権」, p.42, 岩波書店.
- 3) 三山裕三：「著作権法詳説」, p.80, 東京布井出版.
- 4) 著作権法令研究会：「著作権法ハンドブック」, p.44-45, 著作権情報センター.
- 5) 千野・尾中：「著作権法の解説」, p.62, 一橋出版.
- 6) 加戸守行：「著作権逐条講義（改訂新版）」, p.543-544, 著作権情報センター.